

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

税務課

### 【告示】

（県例規集登載）

- 行政不服審査法に基づく公示送達
- 特定施設の構造等の変更許可申請
- 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し
- 歳入の収納の事務の委託の一部改正

税務課

環境管理課

障害福祉課

組合指導課

道路整備課

財産活用課

経営支援課

建築指導課

### 【公告】

- 未利用県有地売払いの実施
- 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧
- 道路の位置の指定

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十四号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四十五号の二（その二：連結法人用）を次のように改める。

# 平成22年10月1日 岡山県公報 第11213号

様式第45号の2 (その2…連結法人用) (第17条の2関係)

法人の異動・変更 (連結納税承認等事項) 届

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>  年 月 日  岡山県 県民局長 殿	フリガナ			
	主たる事務所等の所在地	〒		
	県内にある主たる事務所等の所在地	〒		
	フリガナ			
	法人名			
	フリガナ			
	代表者氏名印	Ⓜ		
連結納税の承認等について、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第52条の2第2項の規定により届け出ます。				
1 連結納税承認等に伴う事業年度等の事項				
連結法人の種類	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区分	<input type="checkbox"/> 連結法人となった <input type="checkbox"/> 連結法人でなくなった
上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認を受けた <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分を受けた <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなる等の事実が生じた (原因: ) <input type="checkbox"/> 連結納税の取りやめの承認を受けた			
事由が生じた日	年 月 日			
連結親法人の最初連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
連結子法人の適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
みなし事業年度に関する事項	変更前	<input type="checkbox"/> 連結申告 <input type="checkbox"/> 単体申告 年 月 日から 年 月 日まで		
	変更後	<input type="checkbox"/> 連結申告 <input type="checkbox"/> 単体申告 年 月 日から 年 月 日まで		
		<input type="checkbox"/> 連結申告 <input type="checkbox"/> 単体申告 年 月 日から 年 月 日まで		
		<input type="checkbox"/> 連結申告 <input type="checkbox"/> 単体申告 年 月 日から 年 月 日まで		
2 連結親法人に関する事項 (※この届出書を提出する法人が連結子法人の場合に記入してください。)				
フリガナ				
法人名				
フリガナ				
主たる事務所等の所在地	〒			
県内にある主たる事務所等の所在地	〒			
備考				
添付書類	・事実を証する書類の写し ・登記事項証明書の写し		関与税理士	電話 ( ) -

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第八百号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書に記載された住所 岡山市南区福島二丁目二一番九号

審査請求人 尾崎 一男

二 公示事項

審査請求人が、平成二十二年五月十八日付けで提起した滞納処分に対する審査請求について、同年八月二十七日付けで裁決を行ったが、当該裁決書の謄本は、当庁（岡山県総務部税務課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当庁に出頭の上、受領されたい。

◎岡山県告示第八百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 ハリマ化成商事株式会社  
住 所 大阪市中央区今橋 4-4-7  
氏 名 取締役社長 長谷川吉弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 作州武蔵カントリー倶楽部  
所在地 岡山県美作市大町878
- (3) 特定施設に関する事項  
変更なし。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分	種類	変更前	変更後	新設	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	処理前		処理後		特定施設の使用する汚水等における処理前後及び汚水の通常汚染の値並びに最大の汚染の値及び通常の汚染の値													
						通常	最大	通常	最大														
区	排水中和処理装置	同左	同左	合併浄化槽	2～3日ごと、4時間/日	28	48	28	48	水量 (m <sup>3</sup> /日)													
型	HP制御ユニット	同左	同左	CXU 2-18		9.3	10	6.0～8.0	6.0～8.0	pH													
構造	ステンレス製	同左	同左	FRP		17	20	17	20	BOD (mg/ℓ)													
主要寸法	縦1.3×横1.3×高さ1.55 (m)	同左	同左	縦1.65×横3.11×高さ1.95 (m)		17	20	17	20	COD (mg/ℓ)													
処理の手法	中和処理	同左	同左	担体流動浮上ろ過方式		40	50	40	50	SS (mg/ℓ)													
工事着手年月日	既設	許可後直ちに	許可後	許可後直ちに		同左	20	20	20	20	0.9	3.6	0.9	3.6									
工事完成年月日															完成後	許可後	許可後直ちに	完成後	連続	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
使用開始年月日															完成後	許可後	許可後直ちに	完成後	連続	160	200	20	20
油分 (mg/ℓ)	6	15	6	15		120	150	20	20	20	200	250	50	50									
T-N (mg/ℓ)	30	35	30	35		20	25	痕跡	痕跡	10	40	45	30	35									
T-P (mg/ℓ)	3	5	3	5		3,000以上	3,000以上	1,000	1,000	<3,000	3	7	3	5									
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	200	1,000	200	1,000		3,000以上	3,000以上	1,000	1,000	<3,000	200	1,000	200	1,000									

(5) 排水口に関する事項

排水口名称 区分	No. 3		No. 4	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	58	93	20	20
p H	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0
BOD (mg/ℓ)	8	11	17	20
COD (mg/ℓ)	8	11	17	20
S S (mg/ℓ)	19	25	40	50
油分 (mg/ℓ)	3	7	6	15
T-N (mg/ℓ)	14	19	30	35
T-P (mg/ℓ)	1	3	3	5
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	100	500	200	1,000
				1,000
				<3,000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年10月1日から同月22日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び美作市役所



◎岡山県告示第八百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の取消処分を行った。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石井正弘

一 区分

指定障害福祉サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

ここにこスマイル支援センター

2 所在地

岡山市北区奉還町二丁目九―四

三 取り消された者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人青い鳥

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区奉還町二丁目九―四

四 取消年月日

平成二十二年十月十五日

五 事業所番号

三三一〇一〇一二五二

六 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第八百三号

平成十七年岡山県告示第五百八十九号（歳入の収納の事務の委託）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

本則第一号中「農業改良資金助成法」を「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法」に改める。

◎岡山県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見日南線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市西方字中縄手一一一九番一地先から 新見市上市字家ノ前七六七番二地先を経て 新見市神郷下神代字舞尾原四八九番二地先まで	新	六・五〇 三八・三	六、二三〇・七
新見市西方字中縄手一一一九番一地先から 新見市神郷下神代字舞尾原四八九番二地先まで	旧	二・八〇 一六・五	七、六四六・五

平成22年10月1日 岡山県公報 第11213号

〔四〇八〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十二年十月一日

一 物件の概要

岡山県知事 石井正弘

所在	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格 (最低売払価格)	受付期限
土地 岡山市中区湊 字操陽南山一 三六五番一六	宅地	一、六六三・五七	三九、八〇〇、 〇〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)
建物 岡山市中区湊 字操陽南山一 三六五番地一 六	鉄筋コン クリート 造陸屋根 地下一階 付三階建	七四八・四一		
倉敷市児島赤 崎四丁目三二 九五番二ほか	雑種地	一、一五五・六八	二七、六〇〇、 〇〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)
倉敷市連島町 西之浦字大崎 四一七番六	宅地	九九・五二	三、六〇〇、 〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)
笠岡市笠岡字 八幡平五二九	宅地	六八五・〇九	六、八〇〇、 〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)

一番一 土地 高梁市御前町 五八番一	宅地 四〇三・五八	一六、七九〇、 〇〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)
建物 高梁市御前町 五八番地一	宅地 七三五・二五	一、七四〇、〇 〇〇円	平成二十三年三 月三十一日(木)
土地 美作市朽木字 高畑一〇二番 五	建物 美作市朽木字 高畑一〇二番 地五	鉄筋コン クリート 造陸屋根 四階建	四三六・〇四
木造スレ ート葺平 家建	四四・五〇		

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人。ただし、次に掲げる者は除く。

1 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の三第一項に規定す

る者

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者

3 知事が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの

4 申込者又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員である者

5 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

6 その他知事が不相当と認める者

### 三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限する条件を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する。

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号までに規定する暴力団等の事務所その他これに類する施設の用に供すること。

2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

### 四 申込方法及び留意事項

1 買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書に係る印鑑を押印し、受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

### 2 添付書類

次により発行日から三箇月以内の証明書を添付すること。

- (1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通
- (2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの

間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合があること。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

#### 五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、先着順の売払いとする場合には、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出無効通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

#### 六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

#### 七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から契約保証金の額を差し引いた金額）は、原則として契約の締結の日から二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は県に帰属させる。

#### 八 問い合わせ先

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六（二二六）七二三五）

〔四〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成二十二年岡山県公告第二百三十三号で公告された大規模小売店舗の新設

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）津山インター河辺モール

所在地 津山市河辺字白坪九〇三ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

(1) 市道T四十一号線の既設進入路を撤去した部分について、水路との境に何もな  
い状態になっており危険なので、安全対策としてガードパイプ等を設置して水路  
への転落防止措置を願いたい。

(2) 新河辺交差点周辺は通学路になっているため、登下校時の児童生徒への安全に  
対する配慮を願いたい。

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見  
なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年十月一日から同年十一月一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課



〔四一〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岡山県知事 石井正弘

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
	岡山県指令備中局 建第四八〇号 平成二十二年九月 二十二日	浅口市鴨方町六条院中字小山城二〇 一三番一〇、二〇一三番一〇地先水 路及び道路、二〇一五番三の一部、 二〇一四番三	四・五〇	六四・五一